

○環境特別委員会

・内閣提出法律案（一件）

番号	件名	院議先	月提出日	参議院		衆議院
				委員会付託	委員会議決	
9 1	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案	衆	三、四、一二 （予）	三、四、一二 （予）	三、四、二四 四、一二 四、一二三	可
					三、四、二四 四、一二 四、一二三	可
					三、四、二三	可
						備考

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（閣法第九一号）

要旨

本法律案は、鳥獣の保護繁殖を図るため、狩猟鳥獣の捕獲のための使用を禁止されている網又はわなのうちその使用により鳥獣の保護繁殖に重大な支障を及ぼすもの（特定猟具）は、鳥獣の捕獲の目的で所持してはならない。ただし、特別の事由により環境庁長官の特定猟具の使用の許可を受けた者が鳥獣の捕獲の目的で所持する場合はこの限りでない。

一、狩猟鳥獣の捕獲のための使用を禁止している網又はわなのうちその使用により鳥獣の保護繁殖に重大な支障を及ぼすもの（特定猟具）は、鳥獣の捕獲の目的で所持してはならない。ただし、特別の事由により環境庁長官の特定猟具の使用の許可を受けた者が鳥獣の捕獲の目的で所持する場合はこの限りでない。

二、特定猟具は、販売し、又は頒布してはならない。ただし、特別の事由により環境庁長官の当該特定猟具の使用の許可を受けた者に対する場合及び輸出される特定猟具をあらかじめ環境庁長官に届け出た場合はこの限りでない。

い。

三、その他所要の規定の整理を行う。

四、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、鳥獣の保護繁殖を図るため、狩猟鳥獣の捕獲のための使用を禁止している網、又はわなのうち、その使用により鳥獣の保護繁殖に重大な支障を及ぼすものを、環境庁長官の許可を受けた場合等を除き、鳥獣の捕獲の目的をもって所持、販売及び頒布してはならないこととするものであります。

委員会におきましては、かすみ網による密猟者の取り締まり体制、かすみ網の輸出規制の効果、野鳥保護のための啓発活動等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたし

ました。

以上、御報告申し上げます。